

マイナポイントの取得可能期間が延長されました

マイナポイントとは、キャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をすると、上限5,000円分のポイントが付与される仕組みのことです。令和3年3月31日までのチャージ・買い物が対象となっていました。令和3年9月末までに取得可能期間が延長されました。ただし、令和3年3月末までにマイナンバーカードの交付申請をし、カード受け取り後にマイナポイントを申込んだ方が対象となります。

マイナポイントは以下のマイナポイント手続きスポットやスマートフォン、パソコン（別途カードリーダーが必要）で申込むことができます。マイナンバーカード、カード交付時に設定した数字4桁の暗証番号、申込む決済サービスの情報をご準備ください。また、対象の決済サービスはマイナポイントホームページに一覧が掲載されていますので、ご確認ください。

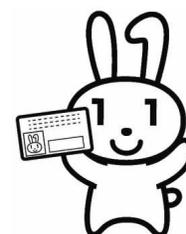
【マイナポイント手続きスポット】

- 住民生活課窓口
- KDDI（auショップ）
- NTTドコモ（ドコモショップ）
- ソフトバンク（ソフトバンクショップ／ワイモバイルショップ）
- 郵便局
- ヤマダ電機
- ローソン（マルチコピー機） など

※一部対応していない店舗もありますので、詳しくはマイナポイントホームページでご確認ください。

マイナンバーカード未取得者の方は、現在年度末にかけ、QRコード付きの交付申請書を順次再配布していますので、お手元に届いた交付申請書をご活用ください。

マイナンバーカードは、申請書のQRコードを利用しスマートフォンなどから申請ができるほか、住民生活課窓口でも申請手続きのサポートを行っています。



【お問合せ】 住民生活課 住民係 担当：村川

「相続登記はお済ですか月間」無料相談のお知らせ

司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済ですか月間」と定め、相続登記および法定相続情報証明制度に関する無料相談会を実施しています。

■相談内容：相続登記および法定相続情報証明制度

■相談期間：令和3年2月1日(月)から2月28日(日)までの1か月間
(土・日・祝日を除く)

■相談場所：青森県内の各司法書士事務所

※相談にスムーズに対応するため、事前に各司法書士事務所へ相談の予約をお願いします

■費用：初回相談無料（2回目以降や具体的な手続きは有料です）

【お問合せ】 青森県司法書士会 ☎017-776-8398
〒030-0861 青森市長島三丁目5番16号